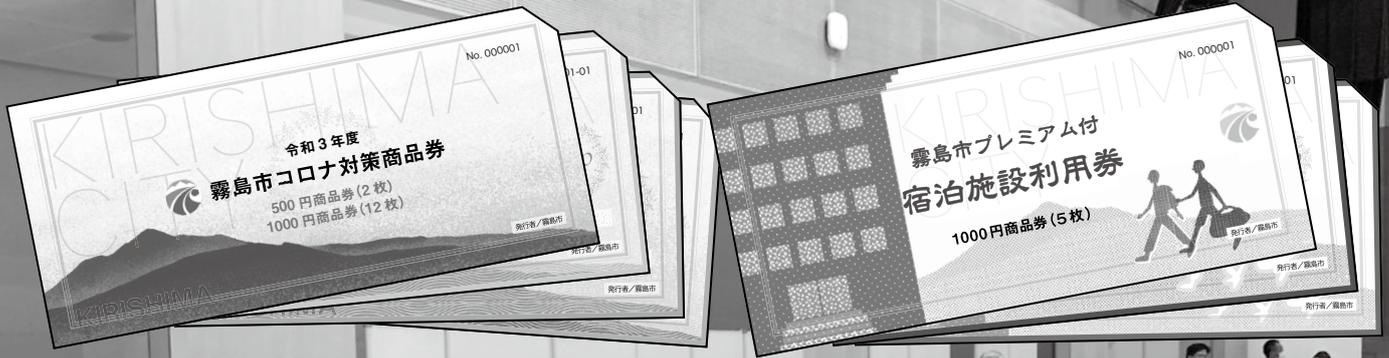


# きりしま



**10月3日から「霧島市コロナ対策商品券・宿泊施設利用券」購入引換が開始されました。**

商工会議所会員数(10月1日現在)

総会員数	1,333	事業所
個人企業	589	事業所
法人企業	744	事業所

**主な内容**

- ◆ 第131回常議員会 ..... P2
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に伴う支援について ...P3~4

市の人口と世帯(10月1日現在)

総人口	124,813	人
男	60,273	人
女	64,540	人
世帯数	61,959	戸



## 霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号  
 TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662  
 URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : [dai@kirishima-cci.or.jp](mailto:dai@kirishima-cci.or.jp)

# 第131回 常議員会

鹿児島県に「まん延防止等重点措置」が適用され、霧島市が措置区域として指定されたことを踏まえ、書面にて第131回常議員会が開催されました。会員加入など3つの議案が上程され、すべて原案どおり可決されました。

## 【審議事項】

- ・議案第535号 霧島商工会議所会員加入について  
令和3年5月11日から令和3年8月25日まで申込みのあった9事業所を承認、8事業所の脱退があり、会員数1,335事業所となりました。
- ・議案第536号 令和3年度霧島商工会議所会計補正予算(案)について  
令和3年度事業内容の変更等による一般会計及び霧島国分夏まつり特別会計の2会計の補正が原案どおり可決されました。
- ・議案第537号 霧島ふるさと祭事務受託契約について  
霧島ふるさと祭に関係する団体との会議、会計処理等に関する事務代行業務の受託契約の締結が可決されました。

## 【報告事項】

### ・委員会

#### 1. 福利厚生委員会

- ・「令和3年度第1回福利厚生委員会」を6月11日に開催しました。
- ・健康診断事業は、定期健康診断コースの受診料値上げのため、1人当たりの助成額を例年より増額し、10月4日(月)～10月8日(金)の5日間、霧島商工会議所にて実施します。
- ・職場親善ボウリング大会については、新型コロナウイルス感染状況を考慮し中止としました。

## 新規会員のご紹介

(希望事業所のみ掲載)

事業所名	代表者	営業内容	所在地
山口塗装	山口 大地	建築塗装業	国分福島1-11-8
Charme	西橋 朋子	スナック	国分中央3-28-16 中央国分BLD 3階E号
(株)ニコネット	西田 昭二	福祉サービス	国分広瀬2-20-51
KUU	野田 孝子	飲食店	国分府中町3-33
(株)バッファロー・IT・ソリューションズ九州営業所	小村 知範	IT機器販売	福岡市博多区博多駅前4-9-2-3F

## 「霧島ふるさと祭 2021」開催中止のお知らせ



10月10日(日)に国分シビックセンターお祭り広場にて、地元産物を市民の皆様に広く紹介することを目的として準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑える重要な時期であること、さらにはお客様の安全面を考慮し、当イベントの中止を決定いたしました。

何卒ご理解ご了承のほど、よろしく申し上げます。

霧島ふるさと祭実行委員会



# 霧島市の飲食店に対する営業時間の短縮要請及び協力金について

要請日	令和3年8月13日(金)	まん延防止等重点措置区域 令和3年8月18日(水)	令和3年9月9日(木) [9月22日変更]
要請期間	8月16日(月)~8月19日(木)	8月20日(金)~9月12日(日)	9月13日(月)~9月30日(木)
営業時間	5時から20時までとすること (もとの営業時間が5時から20時までの間の飲食店は対象外)		
要請内容	酒類の提供	11時から19時までとすること	行わないこと
	カラオケ	—	飲食を主とする業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、当該カラオケ設備の利用を自粛すること。(カラオケボックスは対象外)
認証店の取扱い	選択制 (時短営業を実施または通常営業)	時短要請	選択制 (時短営業を実施または通常営業)
協力金の対象	時短要請の時点で、 ・営業継続中(営業実態あり)であり、 ・食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※デリバリー・テイクアウト等を除く		
	計4日間の 全てに協力いただいた事業者	計24日間の 全てに協力いただいた事業者	計18日間の 全てに協力いただいた事業者
協力金	〈中小企業(売上高方式)〉 1店舗当たり <b>10万円~30万円</b>	〈中小企業(売上高方式)〉 1店舗当たり <b>72万円~240万円</b>	〈中小企業(売上高方式)〉 1店舗当たり <b>45万円~135万円</b>
	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	2020年度又は2019年度の9月の1日当たりの売上高
	1日当たりの協力金額	1日当たりの協力金額	1日当たりの協力金額
8万3,333円以下	7万5,000円以下	8万3,333円以下	
2万5,000円	3万円	2万5,000円	
8万3,333円~25万円	7万5,000円~25万円	8万3,333円~25万円	
2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.4	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	
25万円	25万円	25万円	
7万5,000円	10万円	7万5,000円	
〈大企業(売上高減少額方式)〉 ※中小企業も選択可 1店舗当たり <b>上限80万円</b>	〈大企業(売上高減少額方式)〉 ※中小企業も選択可 1店舗当たり <b>上限480万円</b>	〈大企業(売上高減少額方式)〉 ※中小企業も選択可 1店舗当たり <b>上限360万円</b>	
※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(4日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方)	※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(24日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」	※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(18日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方)	
申請期間	10月22日(金)まで	11月5日(金)まで	11月22日(月)まで
申請方法	郵送(簡易書留またはレターパック) (郵送先) 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局宛 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">時短要請協力金申請書在中</span>		

お問い合わせ先 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

詳細は県のホームページでもお知らせしています。

TEL 099-295-0286 受付時間 9:00~17:00(平日)

鹿児島県時短要請協力金 検索

# 国の月次支援金申請受付のお知らせ

令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置対象都道府県からの旅行客減少の影響を受けた飲食、宿泊等の旅行関係事業者をはじめ、県内でも多くの事業者が対象となりうる制度です。

## 【申請受付期間】

(8月分) 2021年 9月1日～10月31日  
(9月分) 2021年 10月1日～11月30日

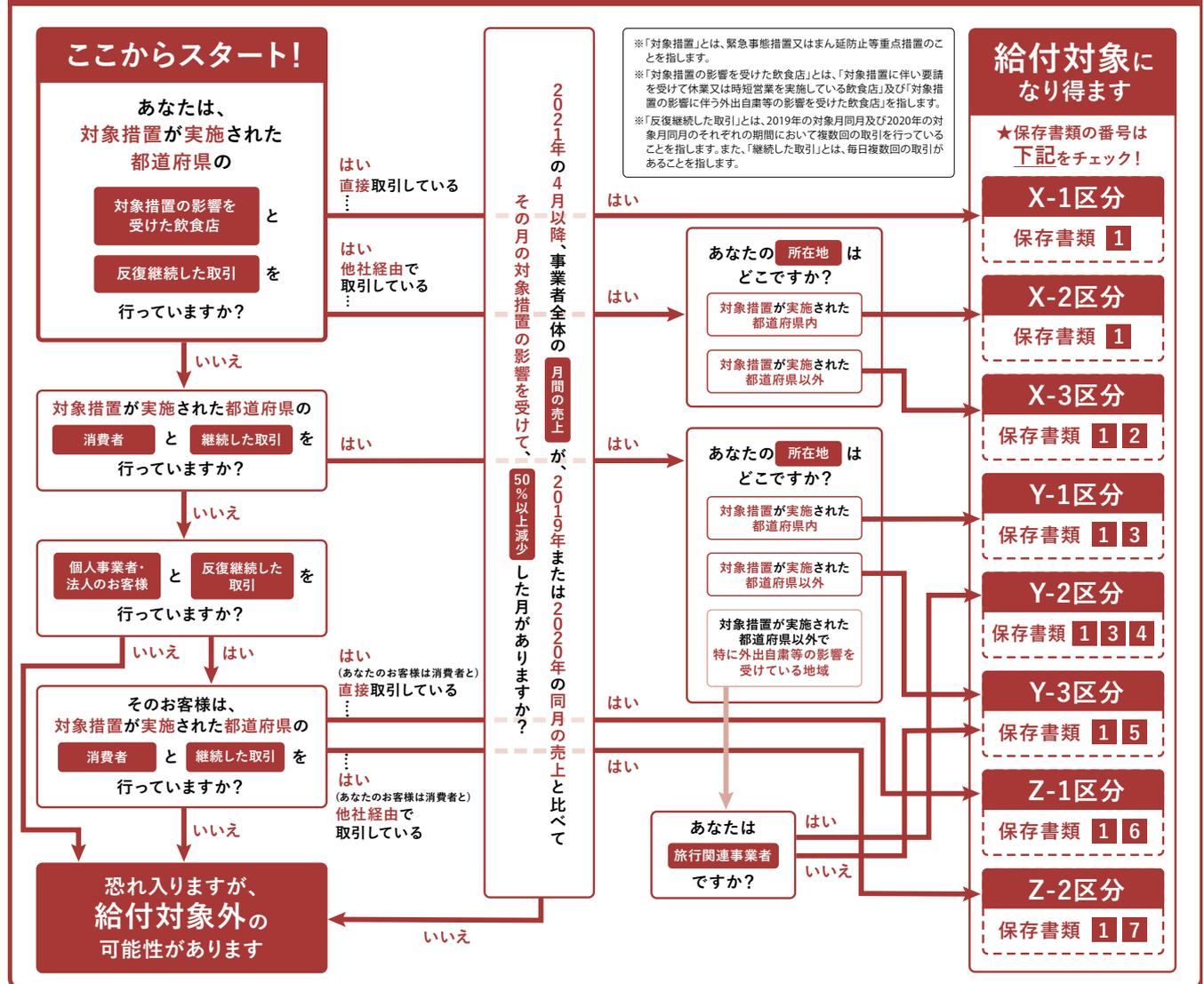
## 【給付額】

中小法人等 上限20万円/月  
個人事業者等 上限10万円/月



月次支援金  
ウェブサイト

## 月次支援金の給付対象・保存書類 早わかりガイド



## 保存書類 ※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございます。

上記の区分に応じて、以下の保存書類を7年間保存してください。

- 1 自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す 帳簿書類および通帳 <帳簿書類> 売上台帳、請求書・領収書 <通帳>
- 2 以下のうちいずれか1つ  
・自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す 書類  
・所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す 書類・統計データ
- 3 対象措置実施都道府県の消費者向けの事業を行っていることを示す 商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿  
※上記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
- 4 旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す 統計データ
- 5 対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す 顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果
- 6 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者であることを示す 書類
- 7 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者と反復継続した取引を行っていることを示す 書類・統計データ

## ！注意！以下の場合は給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。

(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

0120-211-240

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

# 鹿児島県の最低賃金

— 鹿児島県最低賃金が改定されました —

必ずチェック！  
最低賃金！

使用者も  
労働者も

鹿児島県 最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日	適用範囲 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
	時間額(円)	令和3年 10月2日	

**821円**

お問い合わせ先

鹿児島労働局 (099-223-8278)・各労働基準監督署 <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(概要)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

### 1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1)令和2年10月1日から令和3年11月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2)令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日(令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降)から令和3年11月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者 ※雇用保険被保険者ではない方も対象

### 2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※1 ① × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数) ②

①1日当たり支給額 (9,900円※2(令和3年4月までは11,000円)が上限)

②休業実績 ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、

1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となる。

・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。(就労した日は休業実績から除く。)

※1(2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日～令和3年11月30日の期間において11,000円。

### 3 申請期限(中小企業の労働者) 大企業の労働者については右下QRコードをご確認ください。

【休業した期間】	【申請期限(郵送の場合は必着)】
令和2年10月～令和3年9月	令和3年12月31日(金)
令和3年10月～11月	令和4年2月28日(月)

### 4 注意事項

支給に当たっては労働保険番号が必要。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。ただし、労働保険に加入していない場合であっても申請は可能です。申請受付後に労働局からの働きかけなどにより労働保険成立手続が完了した場合は支給対象となります。他(右下QRコードをご確認ください。)

### 5 問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
TEL 0120-221-276 (受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15)



厚生労働省  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
ホームページ

頑張ってくれる従業員のために…

そんな社長の思いを、  
国の退職金制度「中退共」がサポートします。

●掛金を助成 ●全額非課税 ●カンタン管理

家族従業員の加入もOK! 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

\*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211



10月は「年次有給休暇  
取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を  
実践するために  
年次有給休暇を  
上手に活用しましょう  
●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を  
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

# 補助金等活用事業者紹介

## 当社も活用しました!

〈商号〉 有限会社国分活魚 代表取締役 川添 力

〈所在地〉 霧島市国分中央四丁目 15 番 3-8 号

〈業種〉 活魚卸売業

- 〈活用した施策等〉
1. 霧島市中小零細企業持続化支援事業補助金
  2. 霧島市ビジネス展開支援事業補助金 (一般型)
  3. 小規模事業者持続化補助金



川添 力 社長

弊社は、平成元年創業、自社の活魚車で信頼ある取引先から仕入れた生きたままの魚類を、ご契約いただいている店舗様へ直接配達しています。

元気に泳いでいるお魚は、鮮度も抜群で直接店舗に届くので安心してご利用いただいています。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、取引先である飲食店の休業等もあり大きな影響を受け売上が減少、新たな取り組みを模索していました。

商工会議所に相談に行ったところ、弊社の情報発信の弱さを指摘されました。多くが固定化した取引先であったこともありホームページさえ開設していませんでした。まずは、情報発信を強化、弊社の強みをPRすることとし、使える支援メニュー、専門の業者を紹介していただきホームページを開設しました。閲覧数が増えるにつれ、徐々に問い合わせをいただくなど効果も出てきています。

次に、仕入れた魚類を今まで以上に良い状態で納品できるように蓄魚設備を導入することを相談しました。売上が落ち込む中、設備投資は大きな負担ではありましたが、別の補助金を教えていただき、その申請に向け事業計画書を作成することになりました。今まで事業計画書の類は作成したことも少なく、書き方から記載内容、数値計画などについて一緒に考えていただき、完成することができました。

おかげさまで、3つの補助金を利用することができ、大きな負担軽減になったことは勿論ですが、計画書を策定する意義を学びました。いろいろな支援メニューがあるとは思っていましたが、実際に自分で補助金などを活用することまでは行きつかず、利用することがないまま月日が過ぎていたのが現実でした。

これを機に、情報収集力を高めて使える支援策を活用しながら自社の発展に向け取り組んでいきたいと考えています。

霧島市で長年営業させていただいている弊社としても、市民の皆様感謝しながら、次のステップに向け努力してまいりますので、引き続きのご支援をお願いします。

### 【商工会議所経営支援レポート】

中小企業相談所総括監兼所長 前田 義朗

先代から継承した事業の更なる発展に向け日々努力をされてきました。事業計画書や実績報告書の作成など地道な作業を一緒に進めてきました。無事に採択になり計画的に事業を進めることができ、今後の事業の発展に微力ながら貢献できたものと考えています。コロナの終息は、未だ見えない状況ですが、この困難を乗り越えていただき、霧島市経済の活性化にご協力いただきますよう祈念申し上げます。

## 国分小しごと村への協力【観光・サービス部会】

9月11日(土)国分小学校にて、様々な仕事があることを知り、様々な仕事に興味関心を持つきっかけとして「国分小しごと村」が開催されました。当所観光・サービス部会からも講師派遣の協力をさせていただきました。

様々な職業の方から直接仕事の話の聞いたり、仕事の一部を体験したり、子どもたちは目をキラキラさせ「とても楽しかった」「また、こういう勉強をしたい」と大変喜んでいました。授業に参加した4年生は、三学期にある半成人式で将来の夢を発表する予定。子どもたちのキャリア教育の一環とし、それぞれの夢発見のきっかけとなることを期待しています。

ご協力いただいた観光・サービス部会事業所は以下のとおりです。ご協力ありがとうございました。

旭交通(株)、(株)ホテル京セラ、(株)スマイル 溶岩焼 薩摩屋、(有)TK、(有)岡元鍍金塗装工場



## ～ 新入部員紹介 ～

中村 岳人 さん



訪問美容ハローです!

ご自宅や介護施設、病院等に訪問しご高齢、ご病気、お怪我、ご家族の介護などで外出が困難な方に向けて美容サービスを提供しています!

美容室にいるような空間づくりと安心してもらえる技術、心地のよい時間を感じていただけるよう全力をつくしています!



### 会社紹介 『訪問美容ハロー』

住所: 霧島市国分山下町 12-9

TEL: 0995-55-8061

Instagram @houmonbiyou\_hello



HP

花堂 健斗 さん



今回新しく入部しました、花堂健斗と申します。26歳、筋トレとサウナが趣味です!

私は現在 BAR ROLLO という BAR で店長をさせていただいております。定休日は無く、21時より毎日元気に営業しております!豊富なドリンクメニューとダーツカラオケがあります!宴会や二次会、サプライズ等のご予約随時承っております!

また、系列店のたこ八霧島店もスーパーやイベント等で出店してますので、是非お買い求めください!アツアツのたこ焼きをぜひご賞味あれ!!

愛してやまない霧島市を盛り上げられるように頑張りますのでよろしくお祈りします!

最後に、インスタグラムを是非フォローください!

たこ八霧島店 @takohachi\_kirishimaten

花堂健斗 @wazze.mukimuki



### 会社紹介 『BAR ROLLO』

住所: 霧島市国分中央 3-28-6-2F

TEL: 080-6416-6504

Instagram @bar\_rollo2020

霧島商工会議所青年部

# 部員求む!

霧島商工会議所青年部では「人づくり・街づくり」を合言葉に様々な活動をしています。活動を通じて、多くの方々と出会い、世代を超えて熱い交流をしていきましょう。さあ、あなたも一緒に「人づくり・街づくり」を目指しましょう!

入部資格

- ★霧島商工会議所の会員企業で40歳までの方。
- ★経営者・後継者および企業の方。
- ★事業所の代表者または後継者以外の方は、勤務先の代表者の推薦も必要です。

霧島商工会議所青年部

TEL: 0995-45-0313 FAX: 0995-45-5662

ホームページより申込書をダウンロードできます!詳しくはメールまたはお電話にてお問い合わせください。  
web: <http://kirishima-yeg.com/> mail: [info@kirishima-yeg.com/](mailto:info@kirishima-yeg.com/)

ホームページ  
QRコード



## ちょっと気になるお店



### 居酒屋 お宿のかくれ家

☎0995-47-5188

霧島市国分中央 3-17-19

▶代表 長沼 法文

[休] 不定休 [営] 18:00 ~ 24:00

[P] 国分パークプラザご利用の場合 2 時間無料券発行

[席] テーブル 11 台 (60 席)

和の雰囲気広がる、隠れ家的居酒屋。  
季節の魚介類を心ゆくまで堪能できます。

#### お店のPR

季節の魚介類を刺し盛・焼物・煮物で！素材の味を余すことなく生かしたお料理にきっとあなたも舌鼓。現在、ランチメニューとして黒豚とんかつランチを考案中です。リーズナブルなお値段で、「あなたのかくれ家」をお楽しみください。

#### ★一押しメニュー!!

- ・コース料理 ￥3,000～
- ・2時間飲み放題コース ￥1,500  
(コース料理の方のみ)



Google マップ



## 鹿児島県第三者認証制度

#### ●第三者認証制度とは？

鹿児島県は令和3年6月28日、県内の飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染防止対策について、基準に適合した飲食店を県が認証し、公表することで県民の皆さまにより安心してお店を利用していただくことを目的に、「鹿児島県第三者認証制度」を始めました。

鹿児島県の飲食店で、安心して過ごしていただくための第三者認証による感染防止対策の認証制度を導入することにより、施設で実際に取組状況を確認し、認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。

#### ●認証ステッカー



認証ステッカーが交付される際、「認証番号」、「店舗名（施設名）」が刷行されます。

認証ステッカーの見本

#### ●申請できる業種

食品衛生法に基づく営業許可（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている事業者が営む県内の事業用施設で、飲食を目的とした設備を有し、専ら集客を目的とするもの

1. 飲食店、喫茶店
2. 宿泊施設等内のレストラン、食堂
3. 宿泊施設等の宴会場  
(宿泊者向けのみの飲食会場、宴会場は対象外)
4. フードコートの各飲食店など

#### ●申請の対象とならないもの

次の項目に該当する場合は対象になりませんのでご留意ください。

- ・テイクアウト専門店
- ・デリバリー専門店
- ・キッチンカー
- ・コンビニエンスストア
- ・スーパーマーケット
- ・学生寮食堂
- ・社員食堂など

※暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設は対象となりません。

#### ●認証の有効期限は1年間です。本制度の申請及び認証について、手数料等の費用はかかりません。

#### ●申請手続き

郵送、FAX、ウェブサイトで申請可能です。

(郵送先) 〒 892-0848 鹿児島県鹿児島市平之町 9-33

牧野ビル 5 階

鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局

(FAX) 099-295-6206

#### ●お問い合わせ先

鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局

TEL. 050-3183-0094

受付時間 9:00 ~ 17:00

(土・日・祝日を除く)



飲食店における感染防止対策に係る認証の基準



飲食店第三者認証制度専用ウェブサイト